

# 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（案）の骨子について

## 計画の基本理念

（平成16年度策定）

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸ばすため、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与します。

### 【実施計画】

計画の区分	計画期間	計画策定の時期
第一次実施計画	平成16年度～19年度	平成16年11月
第二次実施計画	平成20年度～22年度	平成19年11月
第三次実施計画	平成23年度～25年度	平成22年11月

## 平成19年度：学校教育法の改正「特別支援教育」への移行

★ 障害のある子供の教育をめぐる状況の変化

### 第三次実施計画における対応課題

- 知的障害特別支援学校在籍者数の増加への対応
  - 知的障害特別支援学校の再編整備
  - 知的障害特別支援学校高等部における職業教育の充実
- 知的な遅れのない発達障害児への支援体制の整備
  - 区市町村における特別支援教育体制の充実
  - 都立高等学校等における特別支援教育の充実
- 第一次・第二次実施計画からの継続課題
  - 肢体不自由特別支援学校における新たな指導体制の整備
  - 病弱教育の再編
  - 聴覚障害特別支援学校幼稚部における教育条件の改善

## 第三次実施計画（平成22年度策定）

- ★ 計画策定の基本的な考え方
  - ◆ すべての学校で実施する特別支援教育の推進
  - ◆ つながりを大切にされた特別支援教育の推進
  - ◆ 自立と社会参加をめざす特別支援教育の推進
- ★ 児童・生徒数の将来推計、特別支援教育をめぐる状況の変化等を踏まえて計画期間を延長
 

【変更後】 平成23年度～平成28年度とする。

※ 特別支援学校の適正な規模と配置に関する実施計画については、平成32年度を目途とする計画継続期間を設定する。
- ★ 計画の体系（骨子参照）
- ★ 第三次配置計画（案）
  - ◆ 視・知併置（1校）
  - ◆ 聴・知併置（1校）
  - ◆ 知・肢併置（1校）
  - ◆ 知・病併置（1校）
  - ◆ 肢・病併置（3校）
  - ◆ 知的障害（4校程度）
  - ◆ 寄宿舎再編（2舎閉舎）

### 1-① 知的障害特別支援学校の再編整備

【平成32年度推計】 9,490人（H21年度比：2,507人増）

- 【対応策】
- ・ 都立高校跡地の活用
  - ・ 新規の土地取得
  - ・ 肢体不自由特別支援学校等との併置化
  - ・ 小学部、中学部、高等部の学部改編
  - ・ 既存校敷地での増築、改築
  - ・ 通学区域調整

### 【規模】

新設	2校
増築	3校
改築	10校
併置	4校



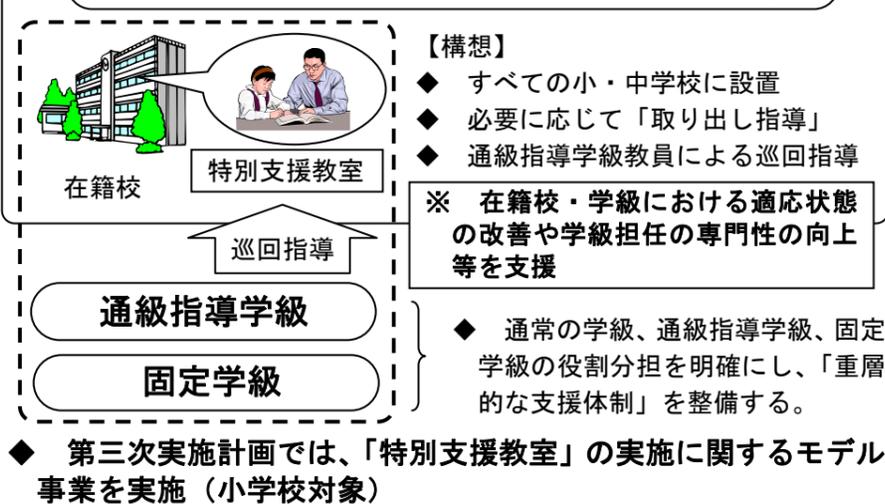
※ カーテン等で間仕切りした教室や特別教室の転用の解消に努める。

### 2-① 区市町村における特別支援教育体制の充実

【発達障害のある児童・生徒】  
すべての学校  
すべての学級に在籍

◆ 在籍校における支援体制の整備  
（特別支援教育の理念の実現）

「特別支援教室」構想「子供が動く」から「教員が動く」へ



### 3-① 肢体不自由特別支援学校における新たな指導体制の整備

- ◆ 児童・生徒の障害の重度化・重複化への対応
  - ◆ 教員という単一職種による指導から、  
複数の職種による「チーム・アプローチ」へ
- ↓
- 理学療法士、作業療法士、介護の専門家、非常勤看護師等

※ それぞれの専門性を生かし、「個別の教育支援計画」「個別指導計画」の充実、授業の質の向上等を図る。  
※ 永福学園、青峰学園における試行・検証の結果を踏まえ、順次導入を進める。

### 3-② 病弱教育の再編

- ◆ 病院内教育への期待（教科指導の充実）
  - ◆ 病弱特別支援学校単独設置のあり方の見直し
- ◆ 肢体不自由教育部門と病弱教育部門の併置化による対応
- ・ 病院内教育を実施する学校の拠点校化（教員の集中配置）
  - ・ 病弱特別支援学校の効果的な再編

### 1-② 知的障害特別支援学校高等部における職業教育の充実

- 【将来予測】 障害が軽い生徒の増加  
→ 職業的自立への生徒・保護者の期待
- 【対応策】
- ◆ 既存の普通科設置校に職業学科を併設  
→ 高等部単独校を中心に併設  
→ 1学年あたり2～3学級規模
  - ◆ 普通科は教育課程の類型化を推進
- ※ 障害が軽・中度の生徒の企業就労率の向上を図る。

### 2-② 都立高等学校等における特別支援教育体制の充実

- 【チャレンジスクール等をモデル校として】
- ◆ 「個別指導計画」等の作成による個に応じた指導の充実
  - ◆ 進路指導（就労支援）体制の整備
  - ◆ 外部専門家（臨床心理士等）の活用による相談支援体制整備

### 3-③ 聴覚障害特別支援学校幼稚部における教育条件の改善

- ◆ 早期相談・支援の地域拠点として整備
- ・ 幼稚園・幼稚部入園前段階の教育・相談の充実
- ◆ 言語聴覚士などの外部人材を活用